# PTA のしおり



小平市立小平第十五小学校 PTA

令和 6 年 3 月 改訂版

＜目次＞

**組織図**

**役員・委員の活動内容**

本部役員

学級委員

地区委員

選考委員

運営委員会

同好会

青少対：小平市青少年対策十五小地区委員会

**会則・規約**

十五小 PTA 会則

個人情報取扱規約

青少対会則

**その他**

**PTA 保険**

## ＜PTA ってなあに？＞

PTA は、P＝Parents(保護者)、T＝Teacher(先生)、A＝Association（組織）の略です。十五小 PTA は、昭和 44 年に発足して以来、子どもたちのすこやかな成長のために、保護者と先生だけでなく、家庭、学校、地域社会のたくさんの方のボランティア精神に支えられながら、さまざまな活動を積み重ねています。

本冊子は、小平第十五小学校 PTA がどのような活動をどのような仕組みで行っているか、保護者の皆さまに知っていただくための冊子です。PTA の組織、役員や委員の役割、その選出方法などについて説明しています。活動の根拠となる「小平第十五小学校 PTA 会則」と合わせてお読みください。

**PTA 非会員の方も、新学期登校指導と、うま出し引きは、子どもたちの安全を守るためご協力いただいています。地区委員から送られてくるお知らせをご覧ください。**



# 小平第十五小学校PTA組織図

**会員**　本校PTAの趣旨に賛同される児童の保護者および教職員によって構成されます。

## 総会



新年度が始まってから行う定期総会と、臨時に行う臨時総会があります。
PTA会員全員で構成されます。PTA会費の使い方や活動内容を決める会です。

## 運営委員会

PTA活動が円滑に進むよう、活動内容を報告・連絡・相談する場です。
学校生活で気になることなどについて話し合い、考えます。役員・委員を中心に構成されます。
話し合われた内容は『運営委員会だより』で全会員に報告します。

## PTA本部

PTA活動を円滑に運営するための事務局です。
本部役員は12月の互選会で選出されます。
学校・会員・各委員会とのパイプ役として、総会や運営委員会の招集、会費の管理、文化行事などを行います。

## 学級委員会

4月の保護者会で各クラス2名ずつ選出します。
6年生卒業記念品贈呈、履歴カードの管理と互選会への各クラス候補者選出、ベルマーク活動、青少対まつりのお手伝い、本の読み聞かせボランティアの募集を行います。

## 選考委員会

12月に開催される互選会第2部で、委員長・副委員長を決めます。選考委員会は来年度の本部役員、選考委員をスムーズに選出できるよう、情報発信や準備を行います。

## 会計監査

前年の本部副会長、会計の1名ずつが翌年の会計監査を行います。

地域で活動



## 地区委員会

12月の互選会後、次年度の役員を決めます。十五小校区を13地区に分け、各地区2～3名の地区委員をおきます。各地区の家庭にこえをかけ合い、新学期登校指導やうま出し引きなどを行います。




## 青少対担当

10月ごろに募集をかけて、次年度の役員を決めます。任期は2年。青少年対策第十五小地区委員会に属し、活動する役員です。「青少対まつり」などのイベントの準備、運営を行います。

同好会

## バレーボール・卓球



会員である保護者や教員が集まりスポーツを通して親睦を図ります。

外部団体

## 学校支援コーディネーター



環境整備などのお手伝いとして「図書」や「十五小花と緑の会」のほか、「じゅうご★クラブ」などのボランティア活動を行います。

外部団体

## 青少対　青少年対策第十五小地区委員会



青少対は青少年の健やかな成長を願って活動する地域住民による行政協力団体です。「青少対まつり」「クリーン大作戦！」などの行事も開催しています。

## ＜役員・委員の活動内容＞

## ■本部役員




PTA 活動を円滑に運営するための事務局です。PTA 本部役員は、学校・会員・各委員会とのパイプ役です。
PTA 会費の管理や『運営委員会だより』の発行などを行います。
役員の活動を通し学校の様子などがわかります。

・主なお仕事

| 役職 | 保護者人数 | お仕事内容 |
|---|---|---|
| 会長 | 1 名 | PTA の代表者<br>PTA 運営、外部団体とのパイプ役 |
| 副会長 | 2 名 | 会長の補佐、代行、会長が欠員となった場合の着任、文化行事実行委員会主催、防犯プレート・ポスター管理、運営委員会の司会進行、選考委員会に出席、青少対とのパイプ役など |
| 書記 | 2 名 | 総会資料作成、運営委員会の議事<br>運営委員会だよりの作成、その他重要事項の記録・管理など |
| 会計 | 2 名 | PTA 会費の集金、PTA 保険の申し込み、<br>通帳・帳簿・現金・残高の管理や支払いなど |
| 総務 | 2 名 | 会長を除く役職に欠員が生じた場合の着任、業務代行<br>登校見守りボランティア運営、使用済み切手の回収、防犯プレート・ポスター管理、事務用品の管理・購入・連絡窓口、<br>中学校入学と小学校卒業のお祝いプレート作成など |

・本部役員の選出方法

秋の保護者会で 1・2 年生は 2 名以上、3・4 年生は 1 名以上の立候補者を募ります。立候補者がいない場合は、選考優先順位に従って選出します。選出された候補者は、12 月に開催される互選会に出席し、来年度の本部役員として役職決めを行います（全員が本部役員に内定するわけではありません）。次年度定期総会で承認を得て役職に就きます。

## ■会計監査

前年の本部副会長、会計の各 1 名が翌年度の会計監査を行います。監査は年 2 回。

## ■学級委員

・主なお仕事

| 委員会出席 | 卒業記念品贈呈 | 履歴カード管理 | ベルマーク活動 | ボランティア募集 |
|---|---|---|---|---|
| 保護者とのパイプ役として、学級委員会や運営委員会に出席  | 卒業生向けに記念品を購入・作成などしてプレゼントします  | 保護者の役員や委員の活動履歴を把握・管理   | ウエブベルマークの啓蒙活動を行います  | 本の読み聞かせ活動をしていただける方を募集  |

・学級委員の選出方法

4 月の保護者会で決めます。各クラス 2 名の学級委員からなります。4 月に開催される第 1 回学級委員会で、委員長・副委員長のほか、各係を決めます。

## ■地区委員

・主なお仕事

| 地区総会開催 | 新学期登校指導（当番制） | ウマ出し・引き（当番制） | ひやっとマップ | 地区イベント |
|---|---|---|---|---|
| 地区ごとに総会を開催してその年度の活動内容 等を連絡します  | 地区ごとにシフトを割り振って登校時の見守りを行います  | スクールゾーンに車が侵入しないよう、ウマを出したり下げたりします   | 交通量の多い場所や危険な箇所の地図を作成し、安全意識を高めます   | 地区ごとに、地域との交流を増やすイベントなどを開催します  |

・地区委員の選出方法

12 月の互選会後から 2 月にかけて、各地区 2～3 名を募集します。4 月に開催される第 1 回地区委員会で、委員長・副委員長のほか、各係を決めます。

★地区委員 選出ルール

1. 全学年からの立候補を募集する
2. 立候補が多数の場合は、「高学年で地区未経験者」から順に地区委員を選出する
3. 立候補がいない場合、足りない場合は、高学年から順に地区未経験者に依頼する

## ■選考委員

・主なお仕事

来年度の本部役員の会長・副会長などの役職者を決める互選会を開催します。互選会では司会進行を務め、第 1 部で本部役職者を、第 2 部では次年度の選考委員の正副委員長を決定します。



・選考委員の選出方法

12 月の互選会で本部役員内定者以外から、委員長 1 名・副委員長 2 名を選出します。

また、学級委員と地区委員から 1 名ずつ、本部から 2 名が加わって構成されます。

## ■運営委員会

・なにをする会なの？

円滑に PTA 活動を行うための具体的な話し合いを行い、決定する場です。PTA 総会にはかる議案や予算案を検討し、提出します。学校、PTA 本部役員・学級委員会・地区委員会・選考委員会・同好会・青少対の活動報告や相互の連絡・調整を行います。

・誰が出席しているの？

会則第 6 章に記載されている構成員に加えて、同好会の代表者、青少対の会長・副会長が出席します。なお、PTA 会員は誰でも出席することができますが、議決権はありません。



・開催回数は？

5 月・9 月・1 月・2 月頃、年 4 回開催しています。

ただし、年度によって増減します。

## ■同好会

PTA ではサークル活動も行っています。学校の教員も数名参加されていますので、保護者同士共通の趣味を楽しみながら、学校のことや子育てのことなど相談をしたり、自分の子どもと違った学年やクラスの方とも知り合えたり、楽しいひとときを持つことができます。

活動場所として学校を借りる場合は、学校の許可を得る必要があります。運営委員会の承認を得ることで、PTA から同好会活動のための補助金がでます。具体的なことについては、運営委員会や同好会代表者にご相談ください。

# ＜外部団体との関係について＞

## ■青少対：小平市青少年対策十五小地区委員会

通称「青少対」と呼ばれ、小平市内の小学校区ごとに設けられた団体です。地域社会の力を結集して地区内の青少年の健全育成を図ることを目的とし、青少年の諸問題を協議し、そのための事業を行います。民生委員・児童委員、青少年委員、小学校・中学校教員、小学校・中学校 PTA 役員や自治会など、地区内における各団体の代表者など幅広い人々の協力を得ています。活動費として小平市より補助金が交付されています。

〇各委員会との関係〇

＜PTA 本部＞ 青少対主催のまつりに参加、協力

＜学級委員会青少対担当＞ 青少対主催のまつりに参加、協力

＜地区委員会青少対担当＞ 青青少対主催のまつりに参加、協力

# 小平市立小平第十五小学校 PTA 会則

（令和 6 年 3 月施行）

## 第１章　名称

この会は小平市立小平第十五小学校 PTA と称し、事務所を同校内に置きます。

## 第２章　目的および方針

保護者と教職員が一致協力して、児童のためによりよい教育環境を作ることを目的とする民主団体です。
次の四点についてはこれを禁じます。

A　本会が営利事業を営むこと
B　本会が特定の宗派に属すること
C　本会が特定の政党、および特定の政治家を支持すること
D　本会が本校の人事に干渉すること

## 第３章　会員

Ａ．本会の趣旨に賛同される本校の児童の保護者および教職員で、任意のもとに参加した方で組織します。
会員は、原則として１人の児童に対して１回の役員活動をする。（一子一役）
（例・３人の場合は３回です）

B. 本会の入退会については、細則のとおりとします。
※委員または役員に選任後（候補者含む）は、その任が終わるまで、原則自由意思による退会は不可とします。
※年度途中で自由意思により退会する場合は、会費の返金は行わないものとします。
（令和３年７月一部改正、令和３年９月適用）

本部役員・委員の選出について
〇優遇措置

1．本部役員経験者は、以後、本部役員及び委員（地区委員、会計監査委員を除く）の候補者にならなくてよい。
2．委員長、青少対副会長経験者は、以降、本部役員の候補者にならなくてよい。
3．本部役員、正副委員長、青少対副会長経験者は、各委員会での委員長選出の際も、委員長の候補者にならなくてよい。

ただし、本人が希望すれば、引き受けていただくことが出来ます。

※優遇措置は、平成１９年度以降に本部役員、正副委員長、青少対副会長を経験している方が対象。
★役員・委員の候補者がいなくなり選出が難しい場合はこの限りではありません。
（令和４年４月一部改正）

○選考優先順位について
　役員・学級委員が決まらない場合、役員選出を行うための優先順位があります。
　役員・学級委員を決める時は、①の方から順に選考の対象になります。
　青少対は任期二年のため二カウントとします。二カウントは任期中に在籍している児童へ任意に付けられます（任期中に在籍している児童が一人の場合は一子に二カウント。兄弟・姉妹二人の場合はそれぞれに一カウントずつ振り分けても、どちらかに二カウント付けても良い)。※平成２９年度以降に青少対を経験している方。
（平成２９年４月一部改正）
（令和　４年４月一部改正）

<選考優先順位>
※　当該年度の５年度前までの地区委員経験は、該当児童または在籍している兄弟姉妹１名に一子一役、一回経験済みと扱うことができる。
※　①～③は該当の児童について
※　④学級委員選考は該当児童で判断し、本部役員選考は１家庭につき１回で該当とする
※　⑤学級委員選考及び本部役員選考ともに、１家庭につき１回で該当とする

①　該当児童でＰＴＡ本部役員、委員会未経験者(委員長経験者、青少対副会長経験者は１家庭につき１回経験で未経験者から除く）
②　③～⑤未経験で一子一役を一回経験者（選考委員、会計監査委員を除く）
③　④～⑤未経験で一子一役を二回経験者(選考委員、会計監査委員を除く）
④　各委員会の副委員長経験者
⑤　各委員会の委員長経験者、青少対副会長経験者、及び一子一役を三回以上経験者(選考委員、会計監査委員を除く）
（令和４年４月一部改正）

## 第４章　本部役員

本会の役員は次の通りです。
　A　会長　　１名
　B　副会長　　３名　　（保護者側２名、教職員側１名）
　C　書記　　３名以上（保護者側２名、教職員側１名以上）

D　会計　　３名以上（保護者側２名、教職員側１名以上）
E　総務　　２名

但し、行事や業務が追加となる年度の役員構成については、運営委員会において出席者の３分の２以上の賛成をもって変更することができます。役員の任期は、定期総会から定期総会までの１年間を原則とします。但し、次年度１年の再任に限りこれを妨げません。

本部役員の任務は次の通りです。

・会長は本会を代表し、総会および運営委員会を招集します。
・副会長は会長を補佐し、会長事故ある時これを代行します。
・書記は総会および運営委員会の議事およびその他重要事項を記録し、また本会の運営にかかわる用務もかねます。
・会計は一切の会計事務を行います。
・総務は、会の運営に伴う事務一切を行う。また会長を除く、副会長、書記、会計、会計監査に欠員が生じた場合に適用され、業務を代行します。

（平成２９年４月一部改正）
（令和３年７月一部改正、令和４年４月適用）
（令和６年３月一部削除）

## 第５章　総会

総会は本会の最高議決機関です。全会員総数の５分の１以上（委任状を含む）の出席により成立します。定期総会は毎年、年度始めに開催し、臨時総会は運営委員会で必要と認めた場合に開催します。定期総会でその年度の役員を選出し、役員選出までは前年度の役員が責任をもちます。

## 第６章　運営委員会

本会の事業計画の立案ならびに各委員会より提出された事業計画を審議､決定します。また予算案を作成し総会に提出します。構成は次の通りです。

①　役員全員
②　各常任委員長および副委員長
③　学級委員の各学年の代表者
④　臨時特別委員会の設置の場合はその委員長および副委員長

これら構成員の２分の１以上の出席をもって本会は成立します。PTA の運営に関し必要な細則は会則に反しない限り出席者の３分の２以上の賛成をもって変更することができます。運営委員会で変更した細則は次の総会に報告します。

（令和３年７月一部改正）

## 第７章　常任委員会

Ａ　学級委員会

・委員長　　１名（学級委員の互選による）
・副委員長　　３名（２名は学級委員の互選、１名は教職員側の互選による）
・学年長　　各学年より１名ずつ（各学級委員の互選による）
・学級委員　　各学級より２名ずつ互選

各学級の父母と担任で保護者会を構成し、学級児童の健全な成長と学級会員の親睦、向上をはかります。
履歴カードの管理。
ベルマークに関する活動および備品の整備を受け持ちます。
また、保護者会などで提出された問題を学級委員会に報告します。
委員長は、学級委員会に提出された問題を運営委員会に報告し、運営委員会の審議内容を学級委員会に報告する義務があります。
（平成２５年一部改正）

Ｂ　地区委員会

・委員長　　１名（各地区委員の互選による）
・副委員長　　３名（２名は地区委員の互選、１名は教職員側の互選による）
・地区委員　　原則として各地区２名ずつ（各地区所属の保護者の互選による）
　　増員の場合は、運営委員会で審議、決定する。

地区委員会は、各地区担当教員と密接な連絡を保ちながら児童の校外生活指導と交通安全に関する必要事項について計画立案し、運営委員会の承認を得て実施します。また各地区の連絡委員もかねます。
各地区委員は、地区総会を年度始め（定期総会後）に開き、地区の活動計画・その他について話し合うと同時に、地区会員相互の親睦をはかります。

常任委員会の委員（委員長、副委員長を含む）の任期は、原則として４月１日より翌年３月３１日までの１年間とします。
（平成１８年４月一部改正）
（令和　３年４月一部改正）

## 第８章　選考委員会

選考委員会

・委員長　　１名（本部役員内定者を除く互選会立候補者、被推薦者の互選による）

・副委員長　３名（２名は本部役員内定者を除く互選会立候補者、被推薦者の互選による、１名は教職員側の互選による）

・選考委員　　常任委員より１名ずつ互選、本部役員から２名

これら構成員の３分の２の出席をもって本委員会は成立します。

本委員会は、正会員のうちから、本部役員を選出し、総会にはかります。

選考委員会の任期は、選考委員就任から本部役員の決定をもって終了します。

（平成１８年４月一部改正）

（平成２５年　　一部改正）

（令和　３年４月一部改正）

## 第９章　行事

本会は、本会の目的にそって各種行事を行う。行事の提案は、会員、常任委員会、およびそれぞれに準ずるもの、役員が行うことができる。提案された行事案は、運営委員会で審議、決定し、実行委員会を組織して実施する。

## 第１０章　会費

一世帯あたり年額１，８００円とし、会計の指示にもとづいて納めます。途中転入などによる加入者は、残りの学期数に応じて会費をいただきます。自由意思による退会を除き退会者には申し出があった場合のみ、残りの学期数に応じて返金します。

生活保護を受けている世帯はこれを免除します。

（平成２７年４月一部改正）

（令和３年７月一部改正、令和３年９月適用）

## 第１１章　会計監査委員

会計監査委員

本会の経理を監査するため、会計監査委員２名を置きます。（前年度　副会長及び会計から互選）

会計監査委員は、会計監査結果を定期総会にて報告します。

会計監査委員の任期は、原則として役員の例によります。

（令和３年７月一部改正、令和４年４月適用）

## 第１２章　本会の解散

全会員の３分の２以上の同意がある場合は本会を解散することができます。
（令和３年７月一部改正）

## 第１３章　付則

A　本会の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとします。
B　本会則の改正は総会出席者の３分の２以上の同意がある改正内容に限りこれを認めます。
C　総会の議長は運営委員会の推薦にもとづき総会で決定します。
D　運営委員会で必要と認めた場合、臨時特別委員会を設置することができます。
E　役員の欠員が生じた場合は、総務が代行し、その任期は前任者の残任期間とします。各委員会の欠員はその後任を各委員会で、会計監査委員の欠員はその後任を会計監査委員で決定し、その任期は前任者の残任期間とします。
F　昭和４４年６月２９日第一回総会より本会則に従って本会を運営します。
（平成　６年４月　　改正）
（平成１４年４月一部改正）
（令和３年７月一部改正、令和４年４月適用）

細則

A　弔慰金規定

・弔慰金は会員および児童の死亡にのみ一律５千円おくるものとします。
・特別な場合は、その扱いを会長に一任し、予備費から支出し、後日報告します。

B　同好会規定

・同好会活動は会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とします。
・同好会活動は運営委員会の承認をもって成立し運営委員会に所属します。
・各同好会に責任者をおき、その活動は各同好会で自主的に行います。
・同好会の責任者は、PTA 会員であり、かつ本校に在学する児童の保護者とします。
・運営委員会は必要に応じてその責任者を招集し、報告、ならびに説明を求めることができます。
・同好会の予算は、同好会責任者の出席のもとに運営委員会において審議し、総会で承認されます。

C　役員選考方法の規定

１．候補者の受付け方法

①立候補による受付け

②　推薦母体による推薦

・クラス推薦

改選にあたり、クラスの中で、次年度の活動のあり様や、役員会について話し合いの場を持つ。クラスの任意の意志によるクラス推薦を受ける。

２．新役員内定の方法

１．の①・②による候補者の方々全員による互選方式とする。

なお、①・②いずれの場合も、各々の権利は同列とする。

３．選考委員会の役割

選考委員会は、立候補・推薦の告示から、新役員内定までの選考に伴う段取りと事務、新選考委員長及び副委員長の選出、その他一切を管理する。

①　立候補、推薦の告示。
②　立候補者、被推薦者の選出を行う。
③　互選会を主催し、経過報告を運営委員会へ行う。
④　内定者の公表と総括報告を会員へ行う。
⑤　新選考委員長、副委員長の選出を行う。

最小限、以上の公表、報告を行う。

D　会員の入退会の規定

・　本会への入会は任意です。
・　入会・退会は、届出書を提出し行います。
・　入会済みの会員については、児童の卒業まで自動継続とします。
・　転出等によって会員資格を失う場合は、自動的に退会とします。

（令和５年２月一部改正、令和５年４月適用）

（令和 6 年 3 月一部改正、令和 6 年 4 月適用）

# 小平第十五小学校 PTA
# 個人情報取扱規約

第１条　この規約は、小平第十五小学校 PTA（以下「本会」と称す）の保有する個人情報について、その適正管理に必要な事項を定めることにより、本会の適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利と利益を保護することを目的とする。

第２条　本会は個人情報の重要性を認識し、個人情報保護法および本規約に基づき、本会で取扱う個人情報の取得、利用、管理を適正におこなう。

第３条　個人情報とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人を識別できるものをいう。

第４条　本会における個人情報の管理者は本会長（以下会長）とする。

第５条　本会における個人情報の取扱者は常任委員会の会員とする。
（その他青少年対策委員会・同好会も含む）

第６条　個人情報の管理者および取扱者は、職務上知り得た情報を、みだりに他人に知らせ、不当な目的に使用してはならない。その役職を退いた後も同様とする。

第７条　個人情報を取得する際は、あらかじめ利用目的を定め明示する。また、円滑な PTA 活動をおこなうために以下の情報を取得する。

１．会員の氏名・連絡先（住所・電話番号・メールアドレス・生年月日）
２．会員の子どもの氏名・クラス
３．必要に応じ、会員や会員の子どもなどの写真

第８条　取得した個人情報は以下の目的のために利用する。

１．PTA 活動に必要な連絡網および名簿の作成
２．各種行事の案内
３．資料等の送付
４．役員選出
５．PTA 活動の諸連絡

第９条　本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第 8 条の規約により特定された利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱わないものとする。（※1）

第１０条　個人情報が記載されたいかなるものも、管理者または取扱者が鍵付きの部屋などに保管し適正に管理する。また、不要となった個人情報は、管理者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

第１１条　個人情報は、それを取扱う電子機器・電子媒体に、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態を維持し保管する。また、持ち出す場合は電子メールでの送付を含め、パスワードをかけるなど適切におこなう。

第１２条　個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者への提供をおこなわないものとする。

１．　法令に基づく場合

２．　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（※2）

３．　公衆衛生のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。（※3）

４．　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。（※4）

第１３条　本会は、小平第十五小学校と利用目的の範囲内に限り取得した個人情報を以下の通り共同利用することがある。

１．　利用する項目：第７条で定める通り

２．　利用するものの範囲：小平第十五小学校と本会

３．　利用目的：第８条で定める通り

４．　責任者：第４条で定める通り

第１４条　個人情報を第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項および、都、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

１．　第三者の氏名

２．　提供する対象者の氏名

３．　提供する情報の項目

４．　対象者の同意を得ている旨

第１５条　第三者（第 12 条第 1 項から第 4 項および、都、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

１．　第三者の氏名

２．　第三者が個人情報を取得した経緯

３．　提供を受ける対象者の氏名

４．　対象者の同意を得ている旨（事業者ではない個人から提供を受ける場合は記録不要）

第１６条　本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

第１７条　個人情報を漏えい（紛失含む）した恐れがあることを把握した場合は、直ちに管理者へ報告する。

第１８条　本会は、個人情報の取扱者に対して、定期的に個人情報の取扱いに関する留意事項について研修を実施する。

第１９条　本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

付　　則

1. この細則は、総会出席者の 3 分の 2 以上の賛成がなければ、改正することができない。
2. 改正の結果は、次期総会に報告しなければならない。

この細則は、平成 30 年 4 月 1 日より実施する。

（※1）【個人情報保護法の逐条解説より】本人の同意を得るにあたっては、「いかなる目的で利用されても異議を唱えない」というように、事前に包括的に同意を得ることは認められず、いかなる目的で利用されるかを本人が十分認識しうるように具体的に利用目的を示した上での明示的同意でなければならない。

（※2）【個人情報保護法の逐条解説より】個人情報を本人から書面で取得する場合には、あらかじめその利用目的を明示しなければならない（第７条）ので、個人データの第三者提供を利用目的とする場合、そのことを明示して、同意欄を設ける等して、取得段階で第三者提供の同意の有無を確認しなければならない。

（※3）【個人情報保護法の逐条解説より参照】例としては、本人が急病になった場合等、物理的に同意を得がたい場合に限られず、悪質なクレーマーであることの情報のように本人が同意することが社会通念上期待しがたい場合等も含む。人の生命、身体または財産の保護のために、他の方法を用いることが可能な場合には、本人同意を得ないで第三者提供することは認められない。

（※4）【個人情報保護法の逐条解説より参照】同意を得ようとすることにより調査の密行性が失われ、証拠の隠滅が行われるおそれがあるなど、同意を得るべき者がきわめて多数にのぼり、同意を義務づけると、実際上、協力が困難になる場合等である。

# 小平市青少年対策第十五小地区委員会会則
# (青少対)

## 青少対とは？

「青少年対策〇〇小地区委員会」の略称で、青少年の健やかな成長を願って活動する地域住民による行政協力団体です。小平市では、小学校区ごとに 19 の地区委員会が活動しています。

## 青少対のメンバーは？

委員として、地区内の有志、自治会、商店会、子ども会、教職員、PTA 関係者、民生委員・児童委員、保護者、青少年委員など多くの方々が携わっています。また、活動に参加できる方ならどなたでも委員になれます。

## 青少対の活動内容は？

学校などを会場として、「青少対まつり」「キャンプ」「コンサート」「スポーツ大会」「もちつき」「クリーン活動」など、地域に根差した多種多様な行事を開催しています。

これらの行事は、地域の子どもたちが、いろいろな体験を楽しむことのできる場となっています。

第１章　総　　則

第１条　　青少年問題に関する地域活動の強化をはかるため小平市立小平第十五小学校通学地域に小平青少年対策第十五小地区委員会（以下「委員会」という）をおく。

第２章　目　的　及び　事　業

第２条　　本委員会は、小平市立小平第十五小学校地区内の青少年の健全育成をはかるために、地域社会の力を結集し、青少年の問題について年間の事業を達成するために協議する。また小平青少年問題協議会において調整した施策についても協力する。

第３条　　本委員会は前条の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

1.　青少年をめぐる社会環境の浄化に関すること
2.　校外生活指導、青少年の余暇の善導に関すること
3.　家庭教育の振興に関すること
4.　その他青少年の健全な育成のために必要と認めること

第３章　組　織

第４条　　本委員会は次に掲げる者によって構成される

1.　地区内に居住する青少年問題協議会の委員
2.　十五小、四中、二中学校の生活指導主任及び地域内の父母
3.　十五小のＰＴＡ代表者（会長、副会長、書記、会計、地区委員長）
4.　地区内に関係する青少年委員、体育指導委員、スポーツ指導委員
5.　地区内に関係する民生委員、児童委員、保護司
6.　地区内の自治会、町内会の代表者
7.　地区内にある青少年団体の代表者
8.　地区内にある企業、工場、商店会の代表者
9.　十五小ＰＴＡ会長経験者
10.　その他本委員会が必要と認めた者

第４章　役　員

第５条　　本委員会に次の役員をおく

会長１名　　副会長３名　　監事２名

第６条　　役員の選任及び職務は次のとおりとする

1.　役員は総会において選任する
2.　会長は委員会を代表し会務を総理する
3.　副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、

その職務を代行する

4.　常任委員は会務を分担し、処理する
5.　監事は会計を監査する
第７条　　役員の任期は２年とする。ただし、再任を妨げない
第８条　　本委員会の会議は総会及び常任委員会とする
1.　総会は年１回を原則とする
2.　常任委員会は会長、副会長、常任委員をもって構成し、
必要に応じ随時開催する
3.　本委員会の招集は会長が行う

第５章　会　計
第９条　　本委員会の経費は小平市の交付金及びその他をもってこれにあてる
第10条　　本委員会の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする

付　則
1.　本委員会の事務局を小平第十五小学校内におく
2.　この会則は昭和５７年１０月１２日より施行する

# ＜PTA 保険のご案内＞

PTA 活動の際、万が一のことを考え PTA 保険に加入しています。保険についての簡単な内容を以下にまとめました。ご不明な点がある場合は PTA 本部までお問合せください。

**1)** 保険種目

損害保険・賠償責任保険

**2)** 被保険者

- PTA 会員(※１)及び児童・生徒
- PTA 会員(※１)の同居の親族
- PTA 行事への参加が事前に PTA より認められている者(※２)

(※１)PTA 会員とは、保護者会員及び教員会員をいいます。

(※２)PTA 行事に参加するボランティア等をいいます。

**3)** 保険期間

６月１日より一年間

**4)** 補償内容

PTA 活動中の事故

**5)** 保証金額

【傷害保険】

| | |
|---|---|
| 死亡・後遺症 | 200 万円 |
| 入院日額 | 2500 円(事故の日より 180 日以内の入院) |
| 通院日額 | 1500 円(事故の日より 180 日以内の通院、但し 90 日を限度とする) |

【賠償責任保険】

| | |
|---|---|
| 対人賠償 | 1 人につき 5000 万円／1 事故につき 3 億円 |
| 対物賠償 | 1 事故につき 500 万円 |
| 保管物賠償 | 500 万円(免責 1 事故につき 5000 円) |

**6)** 保険料

傷害保険 ：98 円×児童世帯数

賠償責任保険 ：児童数をもとに保険会社が算出する金額 1 人@16 円

**7)** 保険料が支払われる場合

【傷害保険】

PTA 主催・共催する行事に参加中、またはその行事に参加するための自宅と行事会場との通常の往復途上での損害補償

例)・PTA のバレーボール大会や同好会活動中誤ってけがをした時

・PTA 会合終了後、後片付け中にけがをした時

【賠償責任保険】

PTA 活動中、他人のからだに傷害を与えた場合、または他人の財物を破損した場合、第三者から借用していたスポーツ用具等を破損した場合

※PTA の行事には、各学級、各地区の活動などが含まれます。また、活動場所は校外での活動も含まれます。

※新１年生は４月・５月も保険対象になっています。

**8)** 報告場所

東京海上日動火災保険株式会社

電話番号：０４２－４９６－１１４４

※事故がおきた場合には PTA 本部までご連絡ください。